

議第21号

松ヶ丘公園斎場の使用に係る事務の委託に関する規約の変更について

松ヶ丘公園斎場の使用に係る事務の委託に関する規約を次のように変更するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議決を求める。

令和2年2月25日提出

高山市長 國島 芳明

提案理由

上宝町及び奥飛騨温泉郷の住民が広域的に利用する飛騨市火葬場に光明苑を追加するため変更しようとする。

松ヶ丘公園斎場の使用に係る事務の委託に関する規約の一部を改正する規約

松ヶ丘公園斎場の使用に係る事務の委託に関する規約（平成23年高山市告示第209号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="245 450 778 539"><u>松ヶ丘公園斎場の使用に係る事務の委託に関する規約</u></p> <p data-bbox="204 613 405 647">（委託する事務）</p> <p data-bbox="159 667 790 860">第1条 飛驒市は、高山市の住民等が<u>松ヶ丘公園斎場</u>（以下「火葬場」という。）を使用する場合において、その許可に関する事務の管理及び執行を高山市に委託する。</p>	<p data-bbox="890 450 1423 539"><u>火葬場の使用に係る事務の委託に関する規約</u></p> <p data-bbox="845 613 1046 647">（委託する事務）</p> <p data-bbox="801 667 1434 860">第1条 飛驒市は、高山市の住民等が<u>光明苑又は松ヶ丘公園斎場</u>（以下「火葬場」という。）を使用する場合において、その許可に関する事務の管理及び執行を高山市に委託する。</p>

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。